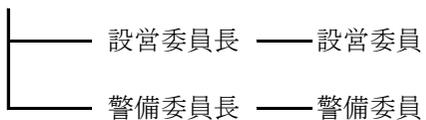


競技規則／改定箇所新旧対照表

改定箇所(平成28年4月1日施行)			改訂の ポイント	現行規則(平成26年4月1日施行版)	
No.	条文	補足説明		条文	補足説明
1	第7条〔大会役員の任務〕 3) 総務委員長 (2) 庶務・準備・設営・警備に関する業務を統括する。		警備を加え、総務委員長の下に警備委員長を設ける	第7条〔大会役員の任務〕 3) 総務委員長 (2) 庶務・準備・設営に関する業務を統括する。	
2	第16条〔制限時間〕 6) 個人競技を兼ねている団体競技では、制限時間を超過しても最後まで行射することができる。この場合、団体の成績は制限時間内の的中数とし、個人競技の成績は制限時間超過後の的中も加えることができる。		6)を追加	第16条〔制限時間〕 1)～5)	
3	第19条〔選手交代〕 4) 次の場合は「選手交代」ができない。 (1) 1立(同中競射を含む)の行射途中。		文言修正	第19条〔選手交代〕 4) 次の場合は「選手交代」ができない。 (1) 1立(射詰競射を含む)の行射途中。	
4	第20条〔弓具の規定〕	*矢筈に関し、「筈巻付き被せ式筈」の使用は認める。ただし伝統的な形状でありかつ危険を及ぼす恐れがないことに十分注意すること。	20 *を追加 平成26年4月24日全弓連HPで通知済(再掲)	第20条〔弓具の規定〕	
5	第27条〔近的・的中制の順位〕 B. 遠近競射の場合	*たたき矢は、的面にたたき矢の板付の痕跡を認めれば、的に接している矢よりも中心に近いものと判定できる。	27 *を追加	第27条〔近的・的中制の順位〕 B. 遠近競射の場合	
6	(キ) 直径36cmの霰的を使用し、1つの的に対して交代しながら同じ位置に立ち、1射行射する。		(キ)を修正	(キ) 直径36cmの霰的を使用し、1つの的に対して同じ立位置から1射行射する。	

7	第32条〔遠的・的中制の順位〕	32 *2つになる	3番目の*を削除し*2つとする	第32条〔遠的・的中制の順位〕	32 3番目の* 的受マットに替えてウレタン・畳などを使用してもよい。
8	B. 遠近競射の場合 (イ) 的受マット上にないはずれ矢は、順位判定が困難とし、再度競射を行うか同位とする。		「を」を加える	B. 遠近競射の場合 (イ) 的受マット上にないはずれ矢は、順位判定が困難とし、再度競射を行うか同位とする。	
9	(カ) 直径100cmの霰的を使用し、1つの的に対して複数の射手が同時に立ち、順次1射行射する。		(カ)を修正	(カ) 直径100cmの霰的を使用し、1つの的に対して同じ位置から1射行射する。	
	第41条〔失権〕 1) 射場審判委員は、次の場合に行射を停止または中止させ、それ以降の矢を失権とする。 (1) 選手が制限時間を超過した後に、行射しようとした場合。			第41条〔失権〕 1) 射場審判委員は、次の場合に行射を停止または中止させ、それ以降の矢を失権とする。 (1) 選手が制限時間を超過した後に、行射しようとした場合。	
10			(2)を削除	(2) 射遅れの場合。ただし、当該の行射のみ権利を失う。	
11	(2) 第39条に定める禁止事項および大会要項に定める禁止事項に反した場合。		枝番変更(3)→(2)	(3) 第39条に定める禁止事項および大会要項に定める禁止事項に反した場合。	
12	(3) 的中判定に従わなかった場合。		枝番変更(4)→(3)	(4) 的中判定に従わなかった場合。	
	2) 弓具審判委員は、選手が第20条および第21条に違反した場合は、失権と判定し、審判委員長に報告する。ただし修正されればこの限りではない。			2) 弓具審判委員は、選手が第20条および第21条に違反した場合は、失権と判定し、審判委員長に報告する。ただし修正されればこの限りではない。	
13	3) 進行委員は、射遅れの場合、審判委員長に報告し失権とする。ただし、当該の行射のみ権利を失う。		3)を新設		
14	別表 役員構成図 		総務委員長の下に庶務、準備、設営、警備各委員長とする。第7条3)(2)	別表 役員構成図 